

札幌中部民主商工会 創立40周年記念式典・祝賀会開く



▲集金・配布活動で発言する
千葉南区支部役員



▲主催者挨拶を行う根本会長



▲支部を超えて
加談笑しあう
者の皆さん参



▲みんなで元気良く
乾杯！



▲石塚北商連会長も激励の挨拶

札幌中部民主商工会創立40周年記念式典・祝賀会が13日(日)に開かれ、40年会員と集金・配布活動会員、役員・代議員が参加しました。参加者は40年の中部民商の歴史と活動を振り返りながら、お互いに懇親を深めました。



▲閉会挨拶する長澤常任理事

労働保険事務組合 からのお知らせ

2014(平成26)4月1日から2015(平成27)年3月31日までの雇用保険の料率は、前年度と変わらず、表のとおりです。

	平成25年4月以降		
	保険率	事業主	従業員
一般	13.5/1000	8.5/1000	5/1000
農林水産 清酒製造	15.5/1000	9.5/1000	6/1000
建設	16.5/1000	10.5/1000	6/1000

確定申告「書類の提出について」文書送付 納税者の権利を身につけて対応しよう



確定申告を終えた会員から「消費税の書類を提出してほしいという文書が税務署から送られてきたが、どうしたらいいのかわからない」との問い合わせが来ています。内容を確認すると「書類の提出が行われない場合は調査を実施する可能性がある」との文言がありました。

さっそく税務署に確認したところ、「今回の『消費税の「控除対象仕入税額の計算表」(付表2・5)』については罰則規定はなく、提出しなくても申告書そのものは有効です」と回答しています。

また「あくまでも行政指導なので、書類の未提出をもって調査ということではない」と総務課長も回答しています。

支部・班などで全商連「自主計算パンフレット」に基づき学習し、その上で各書類提出の有無や内容等について話し合いましょう。